



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和4年9月6日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
県民生活課	交通安全・コミュニティ係	佐藤 由子	内線 2390 直通 058-272-8205 FAX 058-278-2889

「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の全面施行について

岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(令和4年4月1日一部施行)が、令和4年10月1日から全面施行されます。

新たに施行される内容及び啓発のためのイベントについては、下記のとおりです。

記

1 条例の概要

- 施行日 令和4年10月1日(土)
- 内容
 - ・自転車損害賠償責任保険等への加入義務化
 - ・乗車用ヘルメットの着用努力義務

(自転車を利用する方)

- ・自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認し、加入していない場合は、必ず保険等へ加入してください。
- ・自転車利用時は、ヘルメットを着用しましょう。

(自転車を利用しない方)

- ・身近で自転車を利用する方に、条例の内容をお知らせください。

(自転車通勤者のある事業者)

- ・自転車通勤者の保険等への加入の有無を確認し、加入していない場合は、保険に関する情報を提供するなど交通安全教育に努めてください。

(事業で自転車を利用する事業者)

- ・施設所有者賠償責任保険など、事業における自転車の利用にかかる保険等に必ず加入してください。

(自転車小売等事業者)

- ・自転車購入者や点検、整備依頼者に保険等への加入の有無を確認し、加入していない場合は、保険に関する情報を提供するなど交通安全教育に努めてください。
- ・ヘルメットの着用についての啓発をお願いします。

(自転車貸付事業者)

- ・貸付ける自転車の利用に対応する保険等に必ず加入してください。
- ・貸付ける自転車の保険等の内容について、利用者にお知らせください。
- ・ヘルメットの着用についての啓発をお願いします。

2 条例周知に向けた啓発イベント

条例施行を周知するため、警察や大垣市、各務原市と連携して、自転車シミュレータを活用した安全運転体験やヘルメットの展示など啓発イベントを行うほか、地元高校生やヘルメット着用推進リーダー校（※）によるヘルメット着用体験に関するプレゼンテーションや来場者への呼びかけ等を行います。

①令和4年 9月24日（土）10：00～16：00

会場：イオンモール大垣1階 太陽の広場（大垣市外野2丁目100）

②令和4年10月30日（日）10：00～16：00

会場：イオンモール各務原1階 センターコート（各務原市那加萱場町3丁目8）

（※）ヘルメット着用推進リーダー校

- ・自転車利用者が多い反面、ヘルメットの着用率が低い高校生に、命を守る行動としてヘルメットの着用を呼びかけ、他の世代への周知啓発を図るため、県内11高校をヘルメット着用推進リーダー校として選定
- ・リーダー校の高校生約250名をヘルメット着用推進リーダーに任命し、ヘルメットを貸与。高校生が実践する交通安全活動を発表、学び合う「高校生による交通安全推進大会」での活動発表や、県が行う啓発イベントに参加する

<参考：ヘルメット着用推進リーダー校（11高校）>

岐阜地区： 岐阜北高校（県立）、岐阜総合学園高校（県立）、済美高校（私立）

西濃地区： 大垣西高校（県立）、大垣日大高校（私立）

中濃地区： 関高校（県立）

可茂地区： 可児工業高校（県立）

東濃地区： 土岐商業高校（県立）、多治見西高校（私立）

飛騨地区： 飛騨高山高校（岡本）（県立）、高山西高校（私立）